

除草剤使用指針

1. 除草剤使用上の一般的注意事項

《共通事項》

- (1) 薬剤は均一に散布し、重複散布をしないようにする。特に粒剤はムラがでやすいので注意する。
- (2) 薬剤のなかには沈殿しやすいものがあるので、ときどき攪拌する。
- (3) 降雨の直前直後の散布は、薬害の発生、除草効果低下、農薬の圃場外への流出等の原因となるので、なるべく避ける。
- (4) 除草剤には、他の作物に激しい薬害を生ずるものがあるので、周辺の作物に注意し風のない日に散布する。
- (5) 作物を移植する場合は健苗を用い、必ず活着してから処理する。
- (6) 除草剤散布に使用した噴霧器や容器は、使用后十分に洗浄し、殺虫・殺菌剤等には使用しない。
- (7) 「農薬にあたらぬ除草剤（農作物や庭木、花き等植物の栽培・管理のためには使えない除草剤）」を農作物等の栽培管理のために用いることは、農薬取締法第11条違反となり、使用者は罰則の対象となる。ここでいう「農作物等」とは、栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するものである。その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培しているイネ、ムギ、イモ類、豆類、野菜や果樹はもちろん、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花き、街路樹やゴルフ場の芝の他、山林樹木も含まれる。
- (8) 除草剤ごとに特性が異なるため、使用前には必ず使用上の注意を熟読する。

《土壌処理》

- (1) 処理の前は、十分に碎土するとともに、残存雑草がないようにしておく。また、覆土はできるだけ細かく砕いた土を、規定の深さにムラなくかける。
- (2) 希釈水量は10a当たり100Lを基本とする。ただし土が乾いている場合は、水量を多くする方が効果的である。
- (3) 粒剤は、土壌水分が高いときに使用する。
- (4) 散布後は、土壌面の処理層を中耕などしてくずさないよう注意する。

《茎葉処理》

- (1) 希釈水量は、10a当たり100～150Lを標準とする。ただし雑草が繁茂している場合には、薬液が雑草に十分かかるよう水量を適宜増やす。
- (2) 茎葉に露が付着しているときは避ける。
- (3) 除草剤は、紫外線による分解が早いので、できるだけ曇天の日か、夕方に処理する。
- (4) 雑かん木に対しては、立木注入処理や切株塗布処理が有効である。